

告示第77号

ときがわ町中小企業及び個人事業主に対する新型コロナウイルス感染症対策費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年8月18日

ときがわ町長 渡 邊 一 美

ときがわ町中小企業及び個人事業主に対する新型コロナウイルス感染症対策費補助金交付要綱の一部を改正する告示

ときがわ町中小企業及び個人事業主に対する新型コロナウイルス感染症対策費補助金交付要綱（令和3年ときがわ町告示第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア、イ及びウ中「主たる事務所」を「事務所」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 個人事業主 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する個人で、ときがわ町に住所又は事務所若しくは事業所を有する者をいう。

第5条中「令和3年7月30日」を「令和3年11月30日」に改める。

第7条中「令和3年8月31日」を「令和3年12月28日」に改める。

附 則

この告示は、令和3年9月1日から施行する。